

1社随意契約する理由

業 務 名	公下村第5号 舗装復旧（その3）工事
1社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133第3項第2号の規定による</p> <p>本工事は、昨年度国道7号歩道内において施工した下水道本管布設工事による掘削箇所を本復旧するものです。</p> <p>当該箇所は、上水道の本復旧範囲と下水道の本復旧範囲が接しており、施工継ぎ目を作ることなく同一業者による一連の施工が望ましく、複数業者による広範囲な歩道内規制を伴うことなく工事を行うことも可能なため、上水道の本復旧工事を請け負っている下記業者と随意契約を締結するものです。</p> <p>（ 令和2年度 改村第1号 仲間町地内ほか舗装復旧工事 ）</p>
随意契約の相手方	住 所 新潟県村上市上助淵919番地4 業者名 朝日舗道株式会社 代表者 佐藤 真